

は し が き

司法書士試験の受験生の中に会社法が苦手だという方は多い。その主な要因は①他の科目（民法、不動産登記法等）と比べ覚えるべき事項が非常に多いこと、②会社法の考え方を習得せず、覚えることに終始していることにありと考えられる。しかしながら、会社法の規定は同じ考え方に基づくものが多く、その全体に通ずる考え方を習得すれば、理解・記憶は比較的容易い。そこで本書は、会社法の考え方が理解できるよう、試験に問われる論点の考え方・理由づけを一問一答形式で掲載した。本書の特徴を示すと、以下のとおりである。

- ・本書の問題を繰り返し解くことで会社法の考え方の基本が身につく。また本書の問題は、そのすべてが理由づけ問うものであるため、それを自分で考え、答えているうちに自然と試験に問われる論点を覚えることができる。
- ・掲載されている論点自体は、使用されているテキストに掲載されているはずの基本論点である。その基本論点の考え方を、基本の「キ」から丁寧に解説している。従来の司法書士試験向けテキストは「基本から」「わかりやすさ・理由づけを重視」と謳っているものでも、基本の「キ」の部分が掲載されているものがほとんどなかった。そのことが、受験生が会社法に苦手意識をもつ、あるいは、暗記に走る一因になっていたようにも思える。そこで、（基本的すぎて）直接試験に出題される論点でなくとも、出題される論点を考えるにあたり重要な論点は余さず掲載をしている。
- ・条文中、比較すべき規定があるものはそれを掲載している。状況が似ているにも関わらず、ある条文とある条文がなぜ違う形をとるのか、それを考えることがそれぞれの規定を理解する上で非常に重要であるからである。
- ・条文中、同趣旨の規定があるものはそれを掲載している。同じ趣旨のものをまとめておけば、その分だけ覚える作業を減少させることができ、経済的であるからである。
- ・本書を利用することで考える能力が養われる。これにより、本書に掲載されていない論点についても「なぜ、どうして」を意識するようになり、理解および記憶の定着に役立つ。

会社法はここ数年推論問題も問われるようになったものの、基本的には条文や有名な判例からの出題がほとんどである。したがって、民法や不動産登記法と異なり、出題が予想される論点をきちんと理解・記憶しておけば、確実に点をとることができる科目であり、それゆえ、満点を目指さなければならない科目でもある。本書を利用することによって、会社法での失点をなくし、合格を勝ち取られることを切に願う。

司法書士 片口翔太

テキスト【問題編】 目 次

第二編 株式会社

第一章 設立	1
第二章 株式 第一節 総則	32
【株式買取請求権】	34
【定款自治】	37
【株式の内容についての特別の定め】	38
【種類株式】	40
【種類株主総会】	47
【株主平等の原則】	50
【発行可能株式総数および発行可能種類株式総数】	51
【株主の権利行使に関する利益供与】	55
【株式の共有】	59
第二章 株式 第四節 株式会社による自己の株式の取得	61
【特定の株主からの取得】	64
【市場取引等による株式の取得】	67
第二章 株式 第八節 募集株式の発行等	68
第四章 機関	89
【機関総論】	89
【株主総会】	92
第五章 計算等	121
第八章 解散	152
第九章 清算	159

第三編 持分会社

【第一章 設立】	197
【第二章 社員】	208
【第三章 管理】	218
【第四章 社員の加入及び退社】	235
【第五章 計算等】	253
【第六章 定款の変更】	294
【第七章 解散】	298
【第八章 清算】	303

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転

【吸収合併】	323
【吸収合併消滅株式会社の手続】	333
【吸収合併消滅持分会社の手続】	343
【吸収合併存続株式会社の手続】	345
【吸収合併存続持分会社の手続】	352

第二編 株式会社

第一章 設立

Q 1

株式会社を設立するのは、「株主となろうとする者」ではなく発起人（≡設立企画者）とされる。その理由を述べよ。

Q 2

株式会社の設立に尽力した者であっても、定款に発起人として署名または記名押印していなければ、発起人ではない（大判大正 3・12・12）。その理由を述べよ。

Q 3

各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を 1 株以上引き受けなければならない（25 条 2 項）。その理由を述べよ。

Q 4

法人が発起人となるには、株式会社の設立行為をすることが、その法人の定款で定めた目的（27 条 1 号）の範囲内でなければならない（大判大正 2・2・5）。その理由を述べよ。

Q 5

設立中の会社における業務執行の決定（意思決定）は、発起人の頭数過半数で決するのが原則である。理由を述べよ。

Q 6

発起人が会社設立のために取得し負担した権利義務は形式的には発起人に帰属するが、実質的には「設立中の会社」に帰属している。権利能力なき社団である「設立中の会社」はやがて成立する会社の前身なので、「設立中の会社」と成立後の会社は同一であり、会社が成立すれば当然に権利義務は会社に帰属する。以上が通説である同一性説である。このように考える理由を述べよ。

Q 7

①定款を書面をもって作成した場合、発起人全員が署名または記名押印をしなければならない（26 条 1 項）。

②定款は電磁的記録をもって作成することができる（電子定款）。この場合において、当該電子定款については、電子署名をしなければならない（26 条 2 項）。

それぞれの理由を述べよ。

第二編 株式会社

第一章 設立

A 1

株式会社は出資者の責任軽減のため所有と経営が分離されているため。

比較 持分会社 会社法 575 条

A 2

発起人は会社設立に関する厳格な責任を負うので、誰が発起人であるか明確にする必要があるため。

A 3

無責任な設立を防止するため。

A 4

法人の権利能力は定款所定の目的により制限されるため（民 34 条）。これは、法人は一定の目的のために設立されるので、権利義務の帰属もその目的の範囲内で認められればそれでよいためである。

A 5

発起人の間には、株式会社の設立という共通の目的に向かって出資をなすという民法 667 条の組合契約が成立しており（発起人組合）、民法 670 条 1 項が適用されるため。

A 6

発起人が会社設立のために取得し負担した権利義務を実質的にも発起人に帰属させると、会社が成立したときに、それまで発起人に帰属していた権利義務を会社に移転させる必要がある。しかし、発起人が移転を怠ると、会社になにも帰属しなくなってしまうことになる。このような問題点を克服するため。

A 7

一定の内容をもった定款の作成が明確に把握できるようにするため。

A 8

これらは会社の基本標識であり、また、出資の目安となるため。